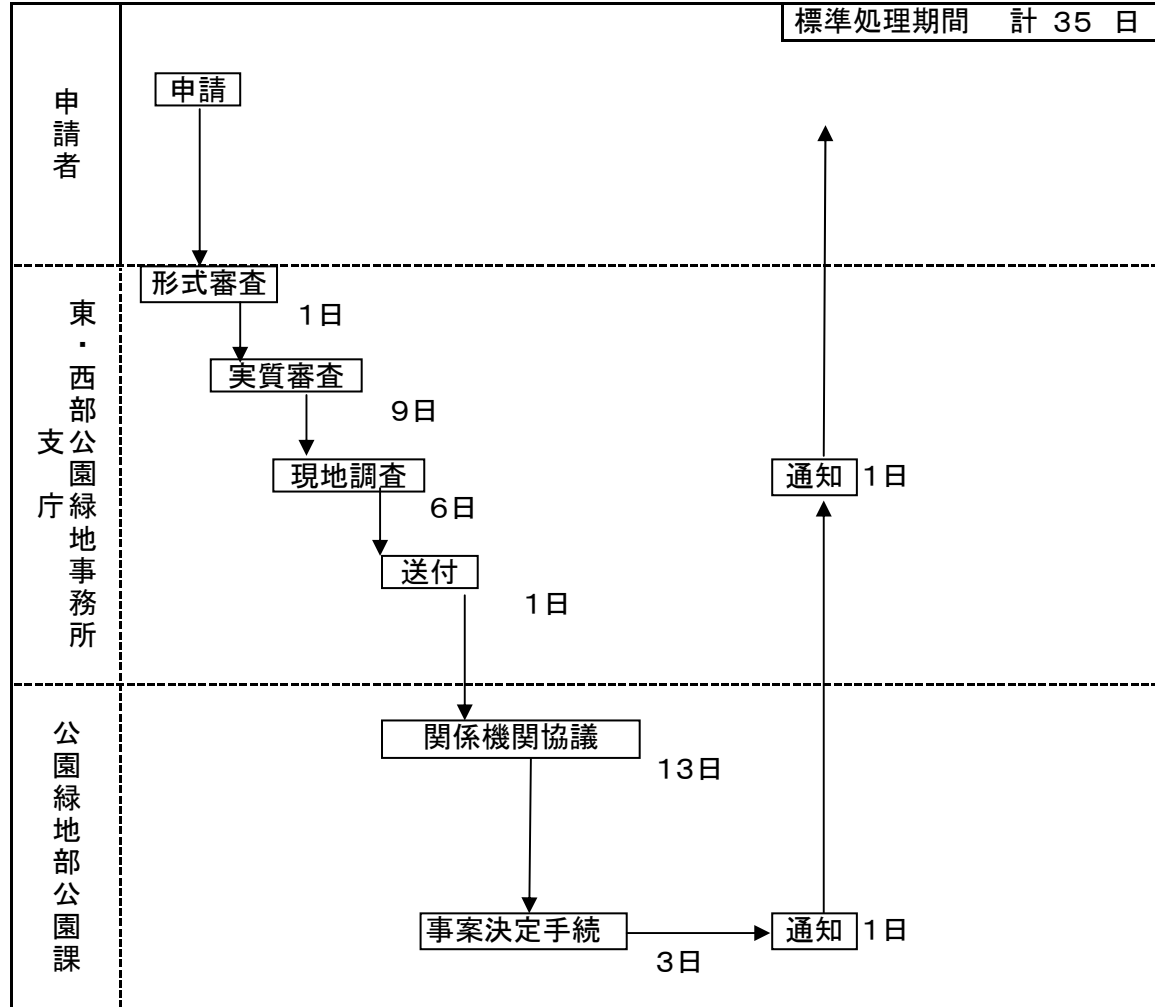


事務処理フロー図

公園予定地における公園施設の設置・管理許可及び
 事務名 その変更許可
 《事務処理フロー図》

作成部署 建設局公園緑地部公園課都市公園係 電話41-265
 《事務処理フロー図の説明》



| 項番 | 項目 | 説明 |
|----|--------|--|
| 1 | 形式審査 | 提出された申請書類に記載漏れ、誤りがないかどうか、添付書類がそろっているかどうか審査します。 |
| 2 | 実質審査 | 申請内容が、都市公園法、都立公園条例等関係法令に照らし許可基準を満たしているか審査します。 |
| 3 | 現地調査 | 実質審査終了後現地調査を行い、申請内容と現況が一致しているか審査します。 |
| 4 | 送付 | 現地調査まで終了した申請を、処理機関である公園緑地部公園課へ副申、送付します。 |
| 5 | 関係機関協議 | 申請内容ごとに、関係機関と協議します。 |
| 6 | 決定手続 | 許可の諾否について、公園緑地部長決定します。 |
| 7 | 通知 | 申請者に各公園緑地事務所・支庁を經由して通知し、あわせて許可書を交付します。 |
| | | |
| | | |
| | | |